

## 指導者登録に関する細則

(2020年8月19日制定)

### 1. 指導者資格の認定

バルシューレジヤパンが別に定めた指導者養成講習会を修了した者に、バルシューレジヤパンが指導者資格を認定する。認定の期間は認定を受けた日から3年間とする。更新講習の受講により、認定期間を3年間更新する。

### 2. 指導者登録の義務

前条により認定された指導者は、バルシューレジヤパンに登録しなければならない。初年度の登録料は、講習会費に含まれるが、次年度からは毎年個人で登録の更新手続きを行い、バルシューレジヤパンが指定した登録料を納めなければならない。

### 3. 登録手続き

登録は、バルシューレジヤパンが定めた方法を用いて、個人で申請し、バルシューレジヤパンが定めた登録料を指定された期日までに納める。指導者資格の認定を受けた年度を指導者登録の初年度とするが、1月～3月に指導者資格の認定を受けたものは、その年度に指導者登録をせずに、次年度を指導者登録の初年度とすることができる。

登録の更新は、当該年度の5月末日までに手続きを行い、指定された登録料の納付を完了しなければならない。登録者の個人情報、バルシューレジヤパンの指導者管理業務にのみ利用する。

### 4. 登録の有効期間

登録の有効期間は、指導者登録の認定を受けた日から、その年度の末日までとし、年度ごとにこれを更新する。更新の方法は前条に定めるところによる。

### 5. 登録の取消

- 1) バルシューレジヤパンに登録した指導者は、所定の手続きにより、バルシューレジヤパンへの登録を取り消すことができる。なお、取消の効力は、バルシューレジヤパンの取り消し承認の日をもって発生する。
- 2) バルシューレジヤパンへの登録を取り消しても、既に納付した登録料は返還しない。
- 3) バルシューレジヤパンへの登録を取り消した場合は、指導者資格の認定も取り消される。

### 6. 登録料

登録料は以下のとおりとする。

- S級指導者：登録料 4,000 円/年 +消費税
- A級指導者：登録料 3,000 円/年 +消費税
- B級指導者：登録料 2,000 円/年 +消費税

C級指導者：登録料 1,000 円/年 +消費税

## 7. 登録者の権利および義務

- 1) 登録者にはバルシューレジヤパンより登録証が発行され、バルシューレジヤパン主催の事業および認定団体で指導を行うことができる。また、バルシューレジヤパンのホームページに開設された指導者専用ページにアクセスする権利を持つ。
- 2) 登録者は、次の事項を遵守しなければならない。これらの義務の違反は、指導者登録を取り消す等の処分の対象となり得る。
  - ・バルシューレジヤパンが定める登録料を指定された期日までに納付すること
  - ・本細則およびバルシューレジヤパンの決定事項等を遵守すること
- 3) 登録者が、本細則およびバルシューレジヤパンの決定事項に違反する行為を行った疑いがあるとき、バルシューレジヤパンは、別に定める基準に基づき対応を行うものとする。
- 4) 前項の対応を行った結果、当該登録者の違反行為が明らかとなり、処分を行う必要があると判断された場合、指導者登録および指導者資格の認定を取り消す等の処分を行うものとする。

8. この細則はバルシューレジヤパン理事会の承認を得て変更することができる。

## 付則

### 1. 本細則の適用

本細則は、2020年6月22日以降の新規資格取得者および資格更新者に適用されるものとする。